

加太・友ヶ島の信仰と歴史——葛城修験二十八宿の世界——

展示品目録 附解説

[凡例]

- 本誌は上記展覧会（2019.1.10～3.8）において無償で頒布する出陳品目録に解説を附したものである。本誌とは別に展覧会図録を作成している。
- 展示期間は前期1月10日（木）～2月1日（金）、後期2月4日（月）～3月8日である。
- 資料名の他、解説として、その所蔵者および函架番号、頁数等の書誌事項などを記載した。
- なお、本誌の解説部分には随時追記修正を加えるものとする。
- 資料名の冒頭に付した■は当該展示品が現品に抛らずパネル展示であることを示す。
- 本展の展示品の大半は加太向井家が蔵する「向井家文書」である。煩雑さを避けるため、その場合は所蔵者名を記さなかった。その場合、「160」のように函架番号が数字だけで構成されているものは、和歌山市立博物館寄託分である。一方、「A-30」「書-32」のように英字あるいは漢字が冒頭に付される函架番号は弊所寄託分である。
- 和歌山市立博物館寄託分「向井家文書」の函架番号は、小橋勇介氏「加太・向井家文書目録」（『和歌山市立博物館研究紀要』31,2016.12）に抛り、「市博（番号）」として示した。なお、和歌山市立博物館寄託分の向井家文書は本展ではいずれもパネル展示とした。2002年8月に藤本清二郎氏（弊所所員〔当時〕。現、本学名誉教授・教育研究アドバイザー）によって撮影された画像をもとにしている。
- 弊所寄託分「向井家文書」についての目録は、藤本清二郎氏によって整理されたものである。その整理・目録化事業は、在職時より教育研究アドバイザーとして弊所にご協力いただいた間になされたもので、本展を企画するにあたっての基礎となったものである。ここに記して深謝申し上げる。

[[はじめに]]

1 加太浦全図 紀州経済史文化史研究所蔵（和歌山県師範学校旧蔵） 1 鋪

寛政二年〔1790〕淵上旭江画、仁井田道雪賛。36.6×49.0 糎。紀伊藩儒学者の仁井田好古の父が賛を記しており、後の『紀伊国名所図会』の原画となったと考えられる。本品が納められていた額の裏には郷土室と墨書されているため、師範学校の郷土室で使用されていたことがわかる。郷土室には教員や学生によってさまざまな資料が収集されていた。

2 ■友箇嶋 行所

160。紙本墨書、全紙1 鋪。万治三年〔1660〕三月六日、差出：洛東若王子・洛陽勝仙院・三井寺東圓房、宛所：向井之坊。友ヶ島の行所として、「序品第一岩屋」「観念之岩屋」「赤井」「剣之池」「蛇之池」を示す。

3 ■伽陀地山 行所

161。紙本墨書、継紙1 鋪。万治三年〔1660〕三月六日、差出：洛東若王子・洛陽勝仙院・三井

寺東圓房、宛所：向井之坊。加太の行所を「地山」として「案智岸」「行者七ツ池」「伽陀寺薬師」「金剛童子之前」「八幡」「壺之宿」「弁才天」などを示す。

【1 葛城修験二十八宿——山林修行と巡礼の旅路——】

【二十八宿と峯中記】

4 加陀友ヶ嶋修行之節御行所始終次第を記し候御手控

A-30。弘化四年〔1847〕三月十五日写、紙本墨書、竪帳1冊。24.7×17.5 糎。表紙右下に「松之坊秀賀様方書写給」とあり、見返しには、かつて「真恵坊様」が加太・友ヶ島修行を行なった際の手控えをその末裔の「松之坊様」が書写したものが徳川頼宣のもとに伝来、弘化四年三月に迎之坊廣保が書写したものとある。その伝来のみならず、本書に極めて具体的に記される葛城入峯行の年次は慶長九年〔1604〕のものであり、具体的な日付を伴った資料としては、聖護院蔵『葛城手日記』（慶長十三年写。内容は天正十四年頃〔1586〕か）に次ぐものとして貴重。未紹介。

（参考）諸山縁起

〔鎌倉初期〕写、一軸。宮内庁書陵部蔵。九条家本。〔鎌倉初期以前〕行蓮写、慶政奥書。もと表紙、本文共紙、楮紙。もと仮綴。30.5×25.5 糎。半葉十行、一行十八字内外。内題「太峯縁起 葛木縁起 一代峯縁起」。『図書寮叢刊 九条家・伏見宮家旧蔵諸寺縁起集』『日本思想大系 寺社縁起』に翻刻あり。前者解題に拠れば、本書は全十八項に分けることができ、その第十三項が「轉法輪山〈字葛木峯〉宿次第〈行者歩々（ユミタマフ）御足ノ下夕、六万九千三百八十四字、散シテ無余念乱心、五種法師行立十願発行シ給ノ所之峯也〉」とする。第一から第九十五まで、経塚・行場・宿などを列記するが、具体的な日程を伴うかたちとしては記載しない（うち第三十八・五十五は欠）。本展にかかわるのは第一から第三で、それぞれ「一、阿布利寺〈序品四千八十二字也／七池在り蓮花池ト云〉」「二、伽陀寺」「三、一宿〈今八幡是、又云鳩留、此国見ユ岡、其前ニ仙処／在り、橘ノ多輪、方便品四千八百五十四字那久〉」とする。「阿布利寺」は加太荘北部の深山付近に存した寺院であり、また「七池」なども友ヶ島ではなく加太に存したものと考えられていたことから（〔3〕「伽陀地山 行所」等）、したがって、当時「序品」が埋納されていたと考えられていたのは友ヶ島ではなかったことになる。

5 ■ 葛城峯中記

272。〔江戸前期〕写、紙本墨書、竪帳1冊。後補表紙に「葛城峯中記／轉法輪山伽陀寺／迎之坊」と打付墨書。原表紙には異筆にて同様に記される。書出「葛城第一之宿轉法輪山／伽陀寺迎之坊」。本書末尾に後補表紙と同料紙にて「葛嶺中記／朝原寺ノ下ニ」から異筆で記す一丁と後補裏表紙を合綴する。同じく向井家文書として〔6 葛城嶺中記〕が蔵されるが、その内容は大きく異なり、友ヶ島での殺生禁断令が徳川頼宣によって出される寛文九年〔1669〕以後、各行所が退転する江戸前期以前の状況をふまえたもの。なお、迎之坊には『葛城峰宿次第』（天正十七年〔1589〕本奥書、文化五年〔1808〕書写奥書。浦上隆康「葛城修験二十八宿について」〔『高野山史研究』3、1980〕〕が存在したとされるが、現在所在不明。

6 ■ 葛城嶺中記

273。〔江戸中期〕写、紙本墨書、竪帳1冊。友ヶ島・加太の行所を示した後に「一 阿布利寺 君原嶋 序品岩屋納給也／二 伽陀寺 蓮花池トテ七ツ在、頭襟石濱ニ在」から「百八 龜尾宿 観発品 第二十鉢…」までの行程を示す系統。同系統の峯中記として、明和四年〔1767〕宥智写『葛城峯中

記』(山岳宗教史研究叢書『修験道史料集 二』所収)、寛政八年 [1796] 写『葛城嶺修行記』所引本(『三峯神社史料集 一』所収本)が知られる。前者によって、この系統の本文が、京都若王子千勝院住侶であった鎮永 [1394~1427] によって室町期に著された記録を底本としていることが知られ、同本奥書によれば、元禄十三年 [1700] に先大先達・亮永によって鎮永書写本が書写された旨も見える。したがって向井家文書『葛城嶺中記』も江戸中期頃に多く書写された鎮永本に端を発する一本であると推定される。

【伽陀寺と迎之坊】

〔伽陀寺由緒〕

7 聖護院直末葛城山第一之宿転法輪山伽陀寺由来書

G-221。明治六年 [1873] 二月写、仮綴 1 冊。25.0×17.3 糎。明治五年の修験禁止令の翌年、伽陀寺別当を務めていた迎之坊によって和歌山県に提出された文書の控え。表紙には、本尊薬師如来および脇士十二神将が存したこと、「本堂」(「本」字は別筆補入)が「三間四面」の小堂であり、私費によって造営されたものであったことがうかがわれる。中世には壮麗な伽藍を有したと伝えられる伽陀寺だが、天正十三年 [1585] の羽柴秀吉による紀州攻略によって衰微した。以後、江戸時代を通じて様々に再建を模索し再建なった小堂であったが、明治六年以後退転した。現在の南海加太駅の背後の山中に存したと伝えられる。

8 轉法輪山伽陀寺由緒書

B-179。〔江戸前期〕写、1 鋪。27.2×41.5 糎。伽陀寺と鳩留八幡の縁起。「伽陀寺縁起」には本尊薬師如来が「役行者御作」と伝えられていたこと、白鳳年中に役行者が開基となって天竺の伽陀寺を写しとって創建、以後、その名が村名となったこと、「延喜帝」つまり醍醐天皇の勅願によって七堂伽藍が建立されたことなどが簡略に示される。「八幡宮縁起」には、応神天皇の異母兄の企てによって応神天皇・神功皇后ともに加太の地に至り、悦びを重ねたことによって、かつて「加太」と記していたものを「賀多」と記すようになったと伝えられる。

9 役行者入峯以来伽陀寺由来書

H-1。延宝九年 [1681] 五月八日写、1 鋪。35.0×91.0 糎。漢字平仮名交じり(振仮名・濁点あり)。前欠。本書の体裁からみて、[18] 奉加帳の冒頭に綴じられた、本書と同じ日付が刻された勸進状「特に十方旦那の助力を蒙り紀州海土郡伽陀寺の薬師如来堂を再興せんところふ状」のために制作された資料と推定される。ただし、その本文には漢字・仮名の用字が異なるなどのわずかな相違がみられ、地方寺院の略縁起・勸進状制作過程を考える上でも貴重。なお、向井家に伝来する [44] 「天和二年 [1682] 薬師堂再興啓白」版木はその年記「天和貳(壬戌)」に埋木による修がみえるものの、その他は [18] と同様。従って、[9] 役行者入峯依頼伽陀寺由来書をもとに [44] が制作され、[18] に綴じられた勸進状が刷られ、その翌年移行に版木を修正したことになる。なお、[46] 奉加帳の冒頭に刷られる寛政二年 [1790] 刊の勸進状とは本文が異なる。

10 版木(葛城一之宿伽陀寺略縁起) 伽陀向井家蔵

無刊記。〔江戸中期〕制作。25.9×40.6 糎。[11] 葛城一之宿伽陀寺略縁起の版木。やや強い摩滅が見られ、難読箇所もままあるものの、伽陀寺の略縁起が刷反故としてしか伝来しない状況にあつてはさらに貴重なものである。

11 葛城一之宿伽陀寺略縁起

C-11。無刊記。1紙。27.7×41.2 糎。『紀伊国名所図会』「迎之坊」に「縁起曰」として記される本文と類同。白鳳十四年〔674 あるいは 685〕に向井氏の遠祖彈正に八幡の神託が下って浜辺に赴いたところ、役行者と出会って自宅に迎え入れたことから「迎之坊」とされるようになったこと、また印紋の由来などが語られる。

12 葛城一ノ宿本寺薬師寺号山号坊号書出

B-56。明和八年〔1771〕十月朔日写、切紙1鋪。23.0×29.5 糎。天正十三年〔1585〕の羽柴秀吉による紀州攻略以後、轉法輪山伽陀寺は衰微していたが、村中の「迎之坊」が伽陀寺の「坊」として位置づけられ、庶務が行なわれていた。なお、伽陀寺の本寺を薬師寺と称していたとする点は不詳。

13 ■ 伽陀寺寄進状之写

393。〔近世〕写、一冊。外題「墨附九枚／伽陀寺寄進状之写」。下記のように、正安二年〔1300〕以後、明応八年〔1499〕までの間に伽陀寺に寄進された田地に関する文書が転記・アーカイヴされ、末尾に文永七年〔1270〕四月十八日付熊野三山檢校聖護院宮覚助法親王令旨が象徴的に配される。〔14〕八幡宮寄進状之写とあわせれば、現存する寄進状のほぼすべてが網羅されていることになる。当該期についての現存寄進状で両資料に転記されないのは正平二十年〔1365〕七月晦日付尼正育田畠寄進状のみ。これが再録されなかった理由とあわせ、本資料の文書排列については今後の検討課題。なお、冒頭の正安二年十一月八日付寄進状は現存しない（小橋勇介 2016 は昭和初期に焼却された文書の一つと推定）。

正安二年〔1300〕十一月八日付預所源某田地寄進状（和歌山市史・鎌倉 174。現在所在不明）

乾元二年〔1303〕十月七日付地頭源盛季田地寄進状（市史・鎌倉 188。市博 9）

嘉元三年〔1305〕十二月十日付地頭源盛季加徴米寄進状（市史・鎌倉 195。市博 10）

延慶四年〔1311〕卯月一日付預所津守某田地寄進状（市史・鎌倉 206。市博 11）

応長元年〔1311〕十月十五日付預所重清田地寄進状（市史・鎌倉 207。市博 12）

〔正和五年〔1316〕〕閏十月廿日付預所道禪書状（市史・鎌倉 221。市博 21）

正和五年〔1316〕閏十月廿日付預所道禪田地寄進状（市史・鎌倉 220。市博 20）

正和五年〔1316〕二月一日付預所散位大江某田地寄進状（市史・鎌倉 218。市博 19）

正和二年〔1313〕六月八日付預所大江某塩浜寄進状（市史・鎌倉 214。市博 17）

文保元年〔1317〕六月廿九日付預所某田地寄進状（市史・鎌倉 223。市博 22）

嘉暦二年〔1327〕七月九日付預所某田地寄進状（市史・鎌倉 252。市博 24）

嘉暦四年〔1329〕五月十九日付平某田地寄進状（市史・鎌倉 263。市博 25）

元徳元年〔1329〕十月三日付平某田地寄進状（市史・鎌倉 265。市博 26）

建武四年〔1337〕十月廿五日付沙弥明阿田地寄進状（市史・南北朝 51。市博 27）

明応八年〔1499〕卯月八日付泰次山畠寄進状（市史・戦国 96。市博 63）

文永七年〔1270〕四月十八日付熊野三山檢校聖護院宮覚助法親王令旨（市史・鎌倉 115。市博 1）

14 ■ 八幡宮寄進状之写

394。〔近世〕写、一冊。外題「墨附四枚〈外ニ額一枚あり〉／八幡宮寄進状之写」。この八幡宮は『紀伊続風土記』卷二十三「加太荘」に見える「鳩留八幡宮」。この社名は〔参考〕諸山縁起に「一宿」とした割注内に見える。正和元年〔1312〕二月五日付預所右衛門尉盛弘田地寄進状（年記ママ）には「葛城八幡宮」とある。

村の良の方山の麓にあり。鳩が留八幡宮と号す。乾元二年文書に八幡放生会料田之事あり。嘉吉文書に放生会免一段とあり。正和・元応等の文書に當社寄進状あり。又八幡宮三字の額あり。参議佐理卿

ノ筆といふく按ずるに古き額には道風・佐理・空海などいふもの諸方にまゝあり。疑ふらくは伝写模
臨して伝ふるならん。今は衰頹せる小社なれども、古は壯麗の社なる事知らるゝなり。意ふに木本荘
八幡宮と同じ祠にして 応神天皇紀の水門に至らせ給ふ時の頓宮の遺址ならん。當社今迎之坊支配に
して修験者の行所なり。境内の山を護摩木山といふ。護摩木を取り所といふ。

外題に示される「額一枚」は、『続風土記』が言及する「佐理卿ノ筆」による額であろう。本書には、
下記の寄進状が転記・アーカイヴされる。いずれも現存。近世の迎之坊において、伽陀寺と鳩留八
幡に関連する寄進状が個別に集積されていたことは興味深い。

乾元二年 [1303] 六月十日付地頭源盛季田地寄進状 (市史・鎌倉 182。市博 8)

正和元年 [1312] 二月五日付預所右衛門尉盛弘田地寄進状 (年記ママ。市史・鎌倉 208。市博 13)

正和元年 [1312] 八月十日付預所右衛門尉盛弘下知状 (市史・鎌倉 209。市博 14)

元応元年 [1319] 八月十五日付公文良尊田地寄進状 (市史・鎌倉 230。市博 23)

なお、正和元年八月十日付預所右衛門尉盛弘下知状 (市史・鎌倉 210) は所在不明文書 (小橋勇介
2016 は昭和初期に焼却された文書の一つと推定)。

15 ■ 薬師如来像 (伽陀薬師) 常行寺現蔵

16 ■ 向井家邸宅

17 ■ 向井家累代血脈相続目録

374。安政四年 [1857] 写。1 鋪。天平宝字七年 [763] 十月に没したとされる「弾正廣正」は [11]
略縁起に役行者を初めて迎え入れたとされる「弾正」。本書に扱えば、その後、明暦四年 [1658]
すなわち正奥が没した段階までの血脈が了仁入道代 (寛文九年 [1669] 正月没) に整備されたと
見える。この時期は、寛文九年九月には友ヶ島五所に殺生禁断令が出され [54]、同年に「五所額」
が徳川頼宣の命を受けた李梅溪によって刻されるなど、紀伊藩の統制が友ヶ島にも及び始める時代。
伽陀寺を天正の兵火で失った迎之坊が、紀伊藩の庇護下に入るべく歴史を整備した結果、本書の元
となった血脈が編まれ、それが安政四年 [1857] 以後に再編されたと考えられる。

[修行記・奉加帳]

18 奉加帳

A-23。延宝九年 [1681] 以後写、1 冊。27.2×21.2 糎。同年五月八日刊の勸進状「特に十方旦那
の助力を蒙り紀州海土郡伽陀寺の薬師如来堂を再興せんところふ状」が冒頭に綴じられ、以後、寄附
者およびその額が記載される。[9] 参照。

19 ■ 葛城入峯現参牒

178。元禄十六年 [1703] 起筆、享保十二年 [1727] まで。末尾に延享二年 [1745] の記録も見
える。「修行記録」と称される、迎之坊の「宿帳」に類する資料。この種の資料の最古のものは『葛
城入峯諸先達注文』(市史・戦国 120。市博 85) で、永正八年 [1511] 三月より天文十七年 [1544]
三月まで書き継がれている。同書には「永正八〈辛未〉ヨリ明和八〈辛卯〉年迄、年代二百六十八
歳ニ至ル歟、此現参帳一冊〈辛卯〉三月廿一日披見之、尤可有秘蔵候也」と明和八年 [1771] の
追記されているが、それ以後も書き継がれる。ただ、古い帳簿に新しい記事を記載する場合も見え、
完全に秩序化されているわけではない点、今後の検討を要する。現存する修行記録で最新のものは
嘉永四年 [1851] より文久元年 [1861] までを書き継いだ『葛木嶺修行記録』(市博 232)。

20 ■ 本山諸先達葛城修行記録

182。享保十六年 [1731] 起筆、明和四年 [1767] まで書き継ぐ。

21 第二本山諸先達葛城城嶺修行現参記

A-25。29.8×22.5 糎。明和五年 [1768] 起筆、安永八年 [1779] まで書き継ぐ。

22 第肆本山諸先達葛城修行記録

A-19。31.5×22.3 糎。寛政七年 [1891] 起筆、文化三年 [1806] まで書き継ぐ。

【2 葛城入峯と加太・友ヶ島——向井家文書と文化財から読み解く——】

【向井家に伝わる文化財】

[文化財]

23 神変大菩薩御絵像（複製） 加太向井家蔵

安政三年 [1856] 月海画。112.5×53.8 糎。神変大菩薩とは役行者のこと。寛政二年（1799）、光格天皇（在位 1780-1817）によって、役行者に「神変大菩薩」号が追贈された。この絵像の原本は江戸前期頃の制作。表具裏に享和三年（1803）に表具・箱を改めた記載が残るので、その際、現在の名称が箱書された。安政三年 [1856]、東国の修験者によって複製が制作、向井家に寄進され、現在では、向井家の床の間に副本が掛けられている。正本は日常的には保管され、例年4月（旧暦3月）に行なわれる聖護院門跡の葛城入峯行・友ヶ島修行を始めとした修験行者を迎え入れる役を果たす際に正本に掛けかえられる。

24 ■ 硝子製擬宝珠内安置小仏 加太向井家蔵

〔江戸後期〕制作。近世の硝子製擬宝珠の内部に小立像が安置される。材質未審。函の側面には波形の画が描かれており、何らかの縁起・由来があったかとも考えられるが、不詳。あるいは、[40] 傳法輪山伽陀寺靈佛靈宝に示される「海中出現之釈迦佛／是ハ鑄佛作不知」か。

25 「葛城七大金剛童子」書幅

書-32。53.7×25.3 糎。大峯山においては金剛蔵王権現と八大金剛童子が崇拝対象となり、一方、葛城山においては法起菩薩と七大金剛童子が崇められる（『修験道辞典』）。七大金剛童子とは、『葛嶺雜記』に拠れば羅網童子・禅前童子・福集童子・宿着童子・経護童子・常行童子・修飯童子とされ、葛城二十八宿の七箇所に充てられるが、峯中記によって所在地が異なる。伽陀寺境内に金剛童子が存したことは向井家文書内においてたびたび言及されるが（『紀伊国名所図会』にも図示）、『諸山縁起』『葛嶺雜記』等には「二宿」あるいは「釋迦留」において「第七羅網童子」が祀られていたとする。

26 薬師境内金剛童子再建諸事控

C-19。嘉永五年 [1852] 二月十一日。53.7×25.3 糎。伽陀寺境内に金剛童子を祀る堂宇を再建するための帳簿。

27 三山檢校宮一品忠誉法親王筆「大弁天」書幅 加太向井家蔵

46.7×25.4 糎。忠誉法親王（1722～88）は中御門天皇第三皇子。[5] 葛城峯中記には「地行所」として「弁財天堂」が見え、「行者ノ御作也」と注記される。『紀伊続風土記』には他に「狛犬は運応の作」され、同所が「迎之坊支配」であったとする。

28 篠丸印文 加太向井家蔵

『紀伊国名所図会』「迎之坊」に示される「縁起」に拠れば、^{おほひるめのむち}大日靈貴（天照大神）に由来し、役行者が迎之坊の弾正廣正に授けた靈符とされる。一方、[40] 傳法輪山伽陀寺靈佛靈宝では役行者の「御自作」ともされる。「ささのまるいんもん」と付訓され、聖護院門跡が葛城入峯修行を行なう際には、

この印文を捺した紙を笈に籠めることが慣例であった。『名所図会』にその図が示される他、『紀伊続風土記』にも迎之坊の什物として言及される。

29 御印紋披露に付覚書

B-215。30.0×25.1 糶。断簡 1 鋪。[28] 篠丸印文を捺した紙を笈に籠めて入峯行を行なうべき旨を述べる由来書上。なお、本来は [32] と一具であったと考えられる。

30 金銅胎蔵界大日如来小座像 加太向井家蔵

結跏趺坐で定印を結んだ胎蔵界大日如来か。[36] 當家靈宝縁起記に「大日如来尊像ハ轉法輪山伽陀寺境内ヨリ出現ス。尤年代不詳」とあるものにあたるか。

31 阿字ヶ峯役行者刷絵像

A-189。23.1×16.2 糶。〔江戸中期〕刊。前鬼・後鬼を従えた役行者を描く刷絵像。右肩に「あじがみね」と刻す。阿字ヶ峯行者堂は現在も加太に存する小堂で役行者像を安置する。[4]『加陀友ヶ嶋修行之節御行所始終次第を記し候御手控』が引く慶長九年 [1604] 三月十日条に「アンジカミネ」と見えるのが初見。[5]〔江戸前期〕写『葛城峯中記』に「地行所」の一つとして「阿字ヶ峯役行者堂〈護广所ノ式ハ案智ヶ峯〉」とあり、『葛城先達峯中勤式廻向記』（宝永六年 [1709]。高野山大学図書館蔵。『修験道史料集Ⅱ』）に「阿字カ峯（護摩）言广有 岩屋ニテ行ヒ有」とある。宝永七年 [1710]『日域六十余集道中日記集』[84]においても同堂に登り、西側の海に淡路島を眺望している。その他、『増賞親王入峯供奉記』宝暦七年 [1757] 九月十八日条にも「阿字峯」に参詣したことが見えるが、弘化四年 [1847]『現時葛嶺修行記』によれば、「神変尊安置。友ヶ島、依難風渡島無之節者、於此峯柴灯遥拜」とあり、江戸後期には友ヶ島修行の代替として位置づけられていたことが分かる（いずれも『大峯葛城嶺入峯日記集』所収）。

32 役行者物語未詳断簡

B-250。30.0×44.8 糶。断簡 1 鋪。役行者自作の「御みん文」（[28] 篠丸印文）の効験を述べた書上。本来は [29] が継がれていたが、糊が剥がれ、整理の過程で別々に目録化されてしまっている。

33 貞享四年銘硯 加太向井家蔵

「貞享四年 [1685] 丁卯三月作之」の銘を有する硯。伝来不詳。他の文書類にも言及がない。唯一、この前年の年記を持つ [34]『重寿硯記』が存在するが、本品との関連は不詳。

34 ■ 重寿硯記

172。貞享三年 [1686] 十月。「宇治田留庵友真謹書」。不詳。その他、「南紀弱山」陽刻長方印、印面不詳の陰刻正方印が捺される。向井家文書に印が捺されているものは事例が少なく、本書は伝来を異にする可能性もある。

35 臥龍硯 加太向井家蔵

『紀伊名所図会』に「臥龍の硯」、『紀伊国続風土記』に「唐瓦硯」とされる迎之坊の什物。[36]『當家靈宝縁起記』に拠れば「唐土銅雀台ノ瓦」とされる。「銅雀台」は、三国時代、魏の太祖・曹操が鄴ぎょう（現河北省邯鄲市臨漳県三台村）に造営した宮殿。真偽は不詳。函書には表に「臥龍硯」、裏に「元禄十七〈舎甲申歳〉春三月六日ノ東奥大先達ノ妙智院郎真書之」とある。[19]『葛城入峯現参牒』同年条には、函書と同筆で「奥州仙台大先達妙智院郎真」の名が記載されている。この年に迎之坊に寄進されたものであろう。

36 ■ 當家靈宝縁起記

197。寛政十年 [1798] 写、豎帳 1 冊。伽陀寺本尊である役行者自作「本尊役行者像」、役行者に

夢告した弁財天女の姿を行者自身がかたちどった「吉祥弁財天像」、天女の告げを得て友ヶ島に渡ったところ、葛城大法の守護となるべく深蛇大王が自ら喰い折った爪、役行者の母が所持していた八花形の鏡、藤原佐理自筆の今八幡（鳩留八幡宮）の扁額の由来が述べられる。末尾には別筆で、淡島明神の影向と神鏡について、臥龍硯、大日如来像についての説も記載される。

37 厨子入友ヶ島深蛇龍王の爪 加太向井家蔵

友ヶ島修行の行場の一つ、深蛇池に住まう深蛇龍王の爪と伝承される遺物。役行者が天女（弁財天）の夢告を受け、友ヶ島に渡り行場を開いた際、葛城修験の大法の守護者となったとされる。その誓いの証として、龍王は自ら爪を噛み切り、役行者に差し出した。[50]「轉法輪山一之宿御薬師開帳」に見える貞享二年 [1685] 三月の開帳の際には「靈宝」の一つとして出陳されていたか。

38 友ヶ島深蛇大王の爪

B-140。24.2×33.8 糎。〔江戸中期〕写、1 紙。

39 厨子入鏡台座 加太向井家蔵

現在は厨子の中に台座のみが残される。迎之坊と「鏡」については、当初、役行者が迎之坊を辞する際、別れを惜しんだ弾正夫妻に母公所持の鏡を残したとされるものが存在していたと考えられるが（[36]）、江戸中期頃、宝暦三年 [1753] に没した向井治本代に友ヶ島（神島）の劍之池より発見された「粟嶋大明神之御神鏡」も注目されるに至る（[40]）。その息子の治清代には、元文五年 [1740] に江戸での開帳興行実施が誓願されたが、その際の「目玉」とされたが新出の靈宝である「御神鏡」であった。

40 傳法輪山伽陀寺靈佛靈宝

H-11。元文五年 [1740] 五月写。継紙、1 鋪。27.0×127.1 糎。上記のように、この年に江戸での開帳が企画され、その実施が寺社奉行所に誓願されている。ただ、実際に開催されたかどうかは現段階では不明。なお、第一に掲げられている「役行者尊御顔」は行者自作の彫像であると考えられるが（[36] 参照）、不詳。

41 ■ 粟嶋大明神縁起

325。〔江戸中期〕写、1 紙。加太淡島神社の縁起。聖護院蔵『葛城手日記』（『大峯葛城嶺入峯日記集』所収）を始め、近世以降の友ヶ島修行の際には、多くの場合、淡島神社への参詣もあわせて行なわれていた。その社名の由来は、かつて友ヶ島が「淡島」と称されていたことによると社伝にある。葛城入峯行（友ヶ島修行）と淡島神社との関係については今後の課題であるが、元禄七年 [1694] に淡島神社社主前田若狭守が迎之坊に差し出した覚書（市博 174）には入峯行や修験との関連は見いだせず、したがって淡島神社の独立性を確保しようとしていたかと考えられる。

42 ■ 伽陀寺絵図

424。〔江戸〕制作。[43] の他に、弁財天社境内図・八幡社境内図が向井家文書内に残される。これらはいずれも迎之坊の支配地であり、その縁起・来歴にとっても重要な拠点であった。

43 ■ 役行者堂絵図

425。〔江戸〕制作。阿字ヶ峯行者堂の絵図かと考えられるが、現在の石段とは方位が異なり、不審。

[薬師如来と宝物—開帳興行]

44 版木（天和二年薬師堂再興啓白） 加太向井家蔵

24.8×51.5 糎。厚さ 3.7 糎。[9]「役行者入峯以来伽陀寺由来書」をもとに開版された勸進状「特

に十方旦那の助力を蒙り紀州海士郡伽陀寺の薬師如来堂を再興せんとこふ状」の版木。当初は延宝九年〔1681〕の年記が刻されていたが、現存版木は天和二年〔1682〕の年記に埋め換えられている。

45 伽陀寺薬師如来刷絵像 七大金剛童子刷絵像

G-214。26.1×15.5 糎および 25.8×8.6 糎。いずれも伽陀寺で刷られていた絵像であると推定される。他に類例の伝存がなく、基調。

46 ■奉加帳

195。寛政二年〔1790〕六月以降写。1冊。〔18〕に類する奉加帳であるが、冒頭に綴じられる勸進状は寛政二年刊の薬師堂「修復」のための刷物。これに該当する版木は伝存しない。

47 伽陀寺本尊薬師如来厨子寄進状

A-258。〔江戸中期〕写、1鋪。32.6×47.8 糎。薬師如来像を収める厨子が延宝三年〔1674〕五月に寄進されたとする厨子の文言を写し取った文書。延宝九年〔1681〕から翌天和二年にかけ、薬師堂の再興を企図した勸進状が開版されているので、延宝三年に厨子が寄進されていたとしても、その段階では本尊は迎之坊に存したと考えられよう。

48 乍恐奉願書（伽陀寺薬師如来開帳に付）

B-207。貞享元年〔1684〕十一月写、1鋪。24.5×30.3 糎。翌二年三月に伽陀寺本尊薬師如来を開帳しようとしていたことがうかがえる。〔49〕は貞享三年三月から四月にかけての開帳を寺社奉行に申請するものであり、延宝九年〔1681〕から継続して行なわれている伽陀寺薬師堂再興事業の一貫ととらえられる。

49 乍恐奉願口上（伽陀寺薬師如来開帳に付）

A-111。貞享二年〔1685〕十一月写、1鋪。28.1×36.8 糎。貞享三年三月から四月にかけての開帳を企図したもの。

50 ■轉法輪山一之宿御薬師開帳

169。貞享二年〔1685〕正月写。継紙、1軸。本尊薬師如来および十二神将像が開帳されると同時に加太および友ヶ島の行所が整理・紹介される点、注目される。また、この時、「靈宝数多」もあわせて開帳されたと見え、この時までには本展に展示した迎之坊什宝はある程度まで整備されていたと考えられよう。

51 口上（役行者堂宝物開帳に付）

B-123。23.4×39.5 糎。〔元文五年〔1740〕〕五月写、1鋪。同年の江戸開帳に向けて制作された口上。

52 乍恐奉願口上（本尊薬師如来并靈宝開帳に付）

A-156。〔享保十五年〔1730〕〕二月写。24.6×33.2 糎。享保十五年三月に伽陀寺において開帳興行を行なう旨の文書。本状に拠れば、享保七年〔1722〕三月にも寺内開帳を行なっていたことが分かる。また、この十年後の元文五年には江戸開帳が企画されていることから、比較的頻繁に迎之坊什物の開帳が行なわれていたとすることができよう。

53 乍恐奉願上口上（江戸表開帳御赦免願）

B-5。元文五年〔1740〕五月写、1鋪。23.9×55.2 糎。〔40〕『傳法輪山伽陀寺靈佛靈宝』に詳細に触れられていた新出の「神鏡」について、ここでも詳細に述べられている。

[友ヶ島修行と加太村行所]

54 友ヶ島行所四至書出写

A-291。〔江戸中期〕写、1 鋪。24.6×33.5 糎。市博 160「紀州藩家老奉書（友箇嶋境内殺生禁断に付）」（寛文九年〔1669〕九月写、1 紙、安藤帯刀長・久野丹波守差出）の写。享保十年〔1725〕七月写『葛城一之宿御行所書上目録』（市博 298）にも写が掲載される。寛文九年に友ヶ島の行所における殺生禁断を確認したもの。この年、紀伊藩命により、観念窟付近の虎島東崖に儒者・李梅溪書「禁殺生穢惡 友島五所 観念窟 序品窟 闕伽井 深蛇池 劍池 寛文己酉雕」（「五所額」）が彫られている。これに先立つ寛文五年〔1665〕に徳川頼宣は友ヶ島行所をあらためたとされる（万治三年〔1660〕写〔2〕「友箇嶋 行所」、〔3〕「伽陀地山 行所」が参照されたか）。上方古典落語「苦ヶ島」はこの出来事と深蛇龍王伝承が重ねられて創作されたもの。

55 禁殺生穢惡友箇嶋五ヶ所

H-17。23.8×63.9 糎。友ヶ島内の五ヶ所の行所を列記した後（「五所額」とは本文に異同有）、各行所に建立された碑の銘文が「熊野三山前檢校二品親王道光」の筆であったと記される。道光（道晃とも）法親王は後陽成天皇第十一皇子（母 清原胤子）。1612-1678。聖護院門跡・園城寺長史・照高院門跡。能書家としても知られた。

56 妹ヶ島頭巾石を尋ぬる記

G-189。〔江戸中期〕写、1 鋪。16.2×31.7 糎。「東山」すなわち京都東山円成寺（若王子寺中、もと千勝院）の第九代であった亮賢（宝暦五年〔1755〕没、六十九歳）が友ヶ島修行に訪れた際に詠じた和歌が記される。加太北浜に存する「頭巾石」（〔6〕『葛城嶺中記』等に所載）を実見したかったが正確な場所が分からず困っていたところ、土地の老人に場所を聞いて実見、その感慨を詠んだ和歌。「たつねきておこなふ浜の頭巾せき老たる人のおしへ嬉しき」。なお、「妹か嶋」は『萬葉集』巻七・1199「藻刈り舟 沖漕ぎ来らし 妹が島 形見の浦に 鶴翔ける見ゆ」等で知られるように、友ヶ島の歌語。「形見の浦」は加太浜を指すとされる。

57 葛城峯・友ヶ島・形見浦詠める和歌

B-165。〔江戸中期〕写、1 鋪。27.5×36.3 糎。下野国足利郡板倉村の五宝院（幸手不動院下）の住僧が念願かなって葛城入峯修行・友ヶ島修行に参加し、その際の感慨を和歌に詠んで迎之坊に残したものと考えられる。〔56〕の事例からも分かるように、加太・友ヶ島は『萬葉集』に端を発する歌枕であり、諸国から集まる行者たちの中には、そういった目的をも抱きつつ、この地を訪れる者もいたことがうかがえる。

58 書状（友ヶ島において異狄退攘の祈禱に付）

D-128。〔江戸末期〕写、1 鋪。14.7×59.5 糎。関連文書が明らかになっていないため詳細は不明であるが、聖護院門跡および子院によって行なわれた加太・友ヶ島修行における「祈禱」を「異狄退攘之御祈禱」と位置づけていることが分かる。幕末における「異国調伏祈禱」の一例としても注意する必要がある。

59 乍恐奉願口上書（加太村行所等に付）

A-112。元禄六年〔1693〕写、継紙 1 鋪。28.0×72.0 糎。「三ノ宿」である今八幡宮社が大破したため、迎之坊がその神像を私費で修復し、伽陀寺薬師堂に安置していたところ、近隣からの返還要請を受けたことについて、藩に仲裁を求めた文書。向井家文書において、「今八幡」とされるのは迎之坊の支配下にあった加太村内の鳩留八幡であるが、本文書における「今八幡宮社」は不詳。「三ノ宿」としていることから、和泉国孝子の金輪寺あるいはその近隣の八幡社か。いずれにせよ、元禄期の迎之坊がその支配地域の拡大を目指していたとも見られる点、興味深い。

60 乍恐奉願口上（加太村雨請祈願に付）

A-257。享保十年〔1725〕十月写、継紙1鋪。24.0×100.6 糎。この年の夏に早魃に見舞われた際、友ヶ島の深蛇池にて雨請祈禱を行なった際、共に修法を行なった淡島神社との間に生じた軋轢について、寺社奉行所に言上した文書。迎之坊と淡島神社との関係についてはもちろん、迎之坊自身が認識している職掌の範囲を明確化している点で興味深い。

61 華皿井戸後諸雑費控、附り寄進名前

A-192。天保十五年〔1844〕写、横帳1冊。12.4×34.4 糎。「華皿井」の修復に関する雑費帳簿。〔6〕『葛城嶺中記』に拠れば、伽陀寺境内の西に存したとされる。かつて「華皿池」と呼ばれ、他に「錫杖池」「勤行池」「氷神池」「御所池」「蓮華池」と退転した一箇所をあわせて村内に七箇所の池があった。迎之坊がこれらの行場を管理していたことが知られる資料。

【聖護院門跡の入峯】

62 聖護院宮増誉永久四申より年数書出

G-96。弘化三年〔1846〕写、紙本墨書、切紙。23.4×7.5 糎。増誉が永久四年に門跡となってから弘化三年〔1846〕までの年数（七三四年）の書き出しである。ここには園城寺の院家である常住院の門跡であり、熊野三山検校を兼務し、聖護院門跡に道意を擁立した良瑜の代の永徳三年〔1383〕以降宮門跡が中絶していたことが記されている。

63 聖護院宮様御入峯諸事留帳（前期）

A-45。正徳三年〔1713〕九月写、紙本墨書、縦帳1冊。24.4×17.4 糎。正徳三年に聖護院門跡が葛城入峯に際し、迎之坊が迎えた時の諸事を記録している。

64 聖護院様就御入峯上京之時京都表諸事覚

A-31。天保十年〔1829〕五月十九日写、紙本墨書、縦帳1冊。24.2×17.2 糎。天保十年九月に聖護院門跡が葛城入峯することになり、4ヵ月前にあたる五月に京都の聖護院を迎之坊が訪ね、その打ち合わせを行なった際の記録である。

65 聖護院様御入峯に付願書

A-18。天保十四年〔1833〕十二月写、紙本墨書、縦帳1冊。24.6×16.9 糎。迎之坊廣保代。聖護院門跡が葛城入峯することについて、藩に提出した願書の控と考えられる。

66 宮様御入峯に付居宅除人足

A-32。天保十年〔1829〕八月写、紙本墨書、横半帳1冊。迎之坊。17.0×12.4 糎。天保十年九月に聖護院門跡が葛城入峯することになり、迎之坊では門跡を迎えるにあたり、数多くの人足を雇っていたことが把握できる。

67（聖護院宮）御入峯御例

A-174。文化三年〔1805〕頃写、紙本墨書、横帳1冊。34.6×12.6 糎。同年九月に聖護院門跡が入峯する際、迎之坊では先例に従ってそのお迎えをしていた。ここには過去の門跡入峯の記録が記されている。

68 聖護院宮様就御入峯諸事留控

A-44。文化三年〔1805〕三月写、紙本墨書、縦帳1冊。24.4×16.3 糎。葛城一宿伽陀寺別当。同年に聖護院門跡が葛城入峯に際し、迎之坊が6月の京都表への打ち合わせのための訪問から9月の門跡入峯に際しての紀三井寺の出迎え、そして見送りに至るまでを控えた記録である。注目すべ

きは友ヶ島出港ができず、門跡が加太周辺の寺社を参詣していたことがわかる。

69 聖護院宮参詣記録 (後期)

A-163。〔江戸後期〕写、紙本墨書、豎帳1冊。聖護院門跡が葛城入峯に際し、迎之坊が京都表への打ち合わせのための訪問から九月の門跡入峯に際しての紀三井寺の出迎え、そして見送りに至るまでを控えた記録である。

70 三宝院様御入峯諸事留控写 (前期)

A-218。享保三年〔1718〕七月写、紙本墨書、横帳1冊。33.7×12.2 糎。同年に当山派にあたる醍醐寺三宝院門跡が葛城入峯した際に迎之坊が迎えたときの諸事留書の控である。迎之坊では聖護院門跡が来訪した際と同様に玄関などの修繕を行っていた。

71 三宝院様御入峯に付諸事留書 (後期)

A-75。享保三年〔1718〕七月写、紙本墨書、横帳1冊。迎之坊。同年に当山派にあたる醍醐寺三宝院門跡が葛城入峯した際に迎之坊が迎えたときの記録である。

【修験禁止令と伽陀寺】

72 役行者支配小松植附之控

A-51-1。文政十年〔1827〕二月写、仮綴(73,74と合綴)。伽陀寺別当迎坊。25.2×17.4 糎。修験禁止令を受けてこれまで迎之坊が支配してきた社堂を差出すにあたり、これまで境内地の樹木の保護してきたことを訴えたため、その証文としてこれまでの植え付けの記録を提示した。

73 社堂差出帳

A-51-2。明治五年〔1872〕五月写、仮綴。海士郡第三区加太浦向井健之助。24.4×17.1 糎。修験禁止令を受けてこれまで迎之坊が支配してきた伽陀寺、弁財天社、鳩留八幡社を和歌山県に差出す際の境内地の面積を書き上げている。

74 伐木願

A-51-3。明治五年〔1872〕五月頃写、仮綴2冊。24.7×17.2 糎および24.5×16.8 糎。海士郡第二大区三ノ小区加太浦向井健之助。修験禁止令を受けてこれまで迎之坊が支配してきた社堂を差出すにあたり、これまで境内地の樹木の保護してきたことを訴え、それらの樹木を伐る権利を主張している。

75 鳩留八幡神社並ニ神供器引渡目録

A-33。明治六年〔1872〕十二月九日写、仮綴1冊。28.2×20.2 糎。向井氏。修験禁止令を受けてこれまで迎之坊が支配してきた鳩留八幡神社を和歌山県に差出した際の引き渡し目録である。

【3 葛城入峯修行—現代へとつながる修験の道—】

【葛城入峯修行随行記—平成30年4月6日～8日—】

(参考) 4月8日 加太・友ヶ島修行

76 本山派修験装束 個人蔵

大日如来を象徴的に表す鈴懸装束という。頭には「頭巾」、首には六波羅蜜と十界を表す「結袈裟」と数珠をかけ、腰には行者を守る結界である「螺緒」をつける。この「螺緒」、入峯修行中にはザイルとして実用的に使用される。また尻には狸の毛皮で文殊菩薩が獅子に乗った姿を擬した「引敷」をつける。また腰には大護摩供で火をあおぐために用いる「桧(火)扇」と「柴打ち」と呼ぶ片刃

の剣をさす。そして手には手錫杖をもち、釈迦が靈鷲山で妙法蓮華經を説いた際に合図として用いたとされる法螺貝を吹く。

【柴（採）燈大護摩供】

77 宝剣 吉祥草寺蔵

不動尊が持つ剣とされ、煩惱魔性を断ち切るとされている。採燈大護摩供では宝剣之儀で使用される。

78 法弓・矢 吉祥草寺蔵

採燈大護摩供の法弓結界之儀で使用される。採燈の四方，中央および鬼門に矢を放ち、結界する。

79 法斧 吉祥草寺蔵

採燈大護摩供の法斧結界之儀で使用され、真言を唱えつつ斧をふり、四方、中央および鬼門を結界する。

80 口上（友ヶ島渡海困難ゆえ地回り行所修行に付）

〔江戸後期〕写、切紙1紙。15.0×33.3 糎。波が高く友ヶ島へ渡ることが困難であった時には、風雨がおさまるまで迎之坊に逗留するか、あるいは加太村内の行所での修行を行なって、友ヶ島修行を割愛する場合もあった。その場合には、阿字ヶ峯行者堂での大護摩供を行なった（〔31〕参照）。

81 〔草稿〕乍恐奉願口上（大護摩供修行に付）

〔江戸中期〕写、1 鋪。24.1×30.8 糎。聖護院門跡に伽陀寺境内での大護摩供開催を願い出る文書の草稿。人々の功德のためとして、修験者による大護摩供が参詣者を集めるための行事であった様子がうかがえる。近年、聖護院門跡による友ヶ島修行に際し、加太北浜での大護摩供復興の動きの先例とも言うべき資料である。

[[付篇]]

【修験・廻国修行と書物】

82 長谷寺密奏記 個人蔵（前期）

〔室町末期〕写、1 軸。21.4×262.0 糎。鎌倉期に成立した伝菅原道真撰『長谷寺縁起文』と一对をなす、神祇信仰の観点から長谷寺の来歴を説く書。役行者にも言及される。

83 灌頂雑集 個人蔵（前期）

天正四年〔1576〕肥後願成寺住僧勢辰写、2 卷 2 冊。上巻 25.2×15.7 糎、下巻 25.0×15.8 糎。天正十三年の根来寺攻略以前に根来寺を訪れて多数の聖教を書写した勢辰による写本。願成寺には本書の転写本が現存する。

84 日域六十余州道中日記集 個人蔵（前期）

〔宝永七年〔1710〕〕行脚僧即性写、2 卷 2 冊。上下巻とも 23.7×17.4 糎。宝永七年におそらくは東国の修験者であった行脚僧の即性という僧侶が諸国をめぐって見聞を記すとともに、参詣した神社の絵図を写した資料。残念ながら加太・友ヶ島の絵は描いていないものの、加太の淡島神社・春日神社・阿字ヶ峯行者堂に立ち寄った旨が記される。

85 日本廻国六十六部縁起 個人蔵（前期）

〔江戸中期〕写、一卷一軸。23.1×401.5 糎。法華經を六十六度書写し、それを日本全国六十六箇国の靈場に一部ずつ納経する廻国聖。十六世紀に最盛期を迎え、近世には「六部」と呼ばれる単な

る廻国聖となった。本書は、六十六部廻国の由来譚を述べる縁起。源頼朝および源平合戦の顛末を淵源と物語る点、興味深い。

86 那智山略縁起 個人蔵 (前期)

〔江戸中期〕刊、一卷一冊。23.1×15.6 糎。

【道成寺における聖護院・三宝院両門跡と巡見使】

87 天和元順見口上控／真海代 道成寺蔵 (後期)

第 58 函無番号。継紙 1 鋪。28.0×75.3 糎。十七世紀半ば、道成寺は、紀州徳川家および藩の指導のもと、それまでの真言宗から和歌浦雲蓋院（天曜寺）を本寺とする天台宗に転ずる。それを主導した道成寺初代快善と二代真海によって、わずかに寺勢を回復し、続く三代盛海によって、現在の伽藍とほぼ同様の姿を回復するに至る。その背景には縁起の絵ときと開帳興行による「縁起の寺」としての改革があったのだが、そのような近世の道成寺において最重要視されたのは、室町幕府十五代将軍 足利義昭の眼前に重文絵巻『道成寺縁起』（十六世紀前半の制作。寺伝では応永年間の制作とされる）を披いたことを端緒とする、道成寺を訪れた貴人への絵巻開披であった。その主要な機会の先例となったのが、五代将軍 徳川綱吉代の天和元年〔1681〕を端緒とした諸国巡見使であった。この時に二代真海によって立案された巡見使の接遇次第が、三代盛海…宝永七年〔1710：家宣〕および享保元年〔1716：吉宗〕、四代盛寛…延享三年〔1745：家重〕における巡見使接遇次第へと引き継がれる。本展に関わって、特に注目しておきたいのが、諸国巡見使と期を一に行なわれるようになった聖護院門跡・三宝院門跡による葛城入峯行での道成寺訪問である。道成寺文書では、諸国巡見使接遇関連文書と類似した書誌学的特徴を持った文書として同一の函内にアーカイヴされている点を年頭に置くならば、両門跡の接遇は近世道成寺にとって最重要事項であったことがうかがえよう。以下は道成寺文書に伝存する巡見使および両門跡接遇の記録。宝暦十年から十一年〔1760~61：家治〕、天明八年〔1788：家斉〕の巡見使関連の文書は残存していない。向井家文書には、正徳三年・文化三年・天保十年の聖護院門跡入峯記録が残っており、両者を照合することでその連続性を確認することができる。

- 【二代真海】 天和元年〔1681〕 巡見使（綱吉）
- 【三代盛海】 宝永七年〔1710〕 巡見使（家宣）
正徳三年〔1713〕 聖護院門跡入峯
享保元年〔1716〕 巡見使（吉宗）
享保三年〔1718〕 三宝院門跡入峯
- 【四代盛寛】 延享三年〔1745〕 巡見使（家重）
宝暦七年〔1757〕 聖護院門跡入峯
- 【六代盛忍】 文化元年〔1804〕 三宝院門跡入峯
文化三年〔1806〕 聖護院門跡入峯
- 【七代忍海】 天保九年〔1838〕 巡見使（家慶）
天保十年〔1839〕 聖護院門跡入峯

88 御順見衆江口上書／道成寺控 道成寺蔵 (後期)

第 10 函 130 号。〔延享三年〔1745〕〕写、豎帳 1 冊。24.5×17.5 糎。道成寺四代盛寛によって、真海・盛海代での諸国巡見使接遇の際の口上を整理し、延享三年の口上の草案を検討・推敲した資料。

89 正徳三年／聖護院宮御入峯控／盛海代 道成寺蔵 (後期)

第10函50号。〔正徳三年〔1713〕〕写、豎帳1冊。28.6×20.4 糶。三代盛海による聖護院門跡接遇記録。詳細な分析は今後の課題だが、今回の入峯に先立つ寛文五年〔1665〕および元禄六年〔1693〕の入峯の際の記録（いずれも二代真海代）について「御入峯之様ハ相分り不申候」としており、盛海代で接遇次第を起案したものと見られる。

90 宝暦七聖護院宮入峯ニ関スル件 道成寺蔵 (後期)

第58函無番号。宝暦七年〔1757〕写、継紙1鋪。15.3×162.1 糶。四代盛寛代の聖護院門跡入峯行にあたる記録。各院家から同行の行者たちの名が列記されており、向井家文書における修行記録との照合が可能である。

91 文化元三宝院門跡入峯ニ関スル件 道成寺蔵 (後期)

第58函無番号。文化元年〔1804〕写、文書一括。「三宝院門跡法務前大僧正高演以下行者名簿」(45.4×15.7 糶) 等。

92 文化三／聖護院宮盈仁親王入峯ニ関スル件 道成寺蔵 (後期)

第58函無番号。文書一括。「熊野三山検校三井長吏役行優婆塞正嫡聖護院宮二品盈仁親王」(45.7×15.8 糶) 等。盈仁法親王(1764-1831)は閑院宮典仁親王第七皇子、園城寺長吏、聖護院門跡。寛政十一年〔1799〕、盈仁法親王は実兄の光格天皇(1771-1840)に、この年が役行者御遠忌千百年を迎えることを上表したことにより、同年正月二十五日、役行者に「神変大菩薩」号が追贈された。聖護院には光格天皇自筆勅書が蔵される。図録7頁参照。

93 天保十年／聖護院宮様御入峯之控／亥九月十二日／忍海代 道成寺蔵 (後期)

第10函82号1。天保十年〔1839〕写、豎帳1冊。27.6×20.5 糶。輿に乗って来山した門跡を仁王門で待ち、本尊に案内した後に書院で絵巻を披くなど、正徳三年〔1713〕の次第にのっとり聖護院門跡を迎えていることがうかがわれる。